



4月から
後期高齢者医療制度が
始まります

4月1日から、現行の老人医療が後期高齢者医療に変わります。

75歳になると、現在は国民健康保険や被用者保険などの医療保険に加入し、老人医療で受診することになっていきますが、4月からは、これらの医療保険から後期高齢者医療に移行し、受診するとともに保険料を納めていただくことになります。

◆被保険者証等

75歳になると、新しい被保険者証が郵送でお手元に届けられます。役場の窓口での申請などの手続きは必要ありません。

また、平成20年3月末ですでに75歳以上の方は（二定以上の障害がある65歳以上の方を含む。）には、3月中に被保険者証が届けられます。

限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証も新しくなりますので、現在お持ちの方にはこれらの証を被保険者証といっしょに同封してお届けします。

現在お持ちの老人医療受給者証は、後期高齢者医療では、使用できなくなります。

◆障害認定

一定以上の障害がある65歳以上の方で、すでに申請により老人医療の受給対象となられている方は、そのまま後期高齢者医療に加入しますが、申請していただくと障害認定の撤回ができますし、撤回した後に、再度、障害認定の申請を行うこともできます。この場合、加入する医療制度によって保険料

後期高齢者医療制度の保険料率が決まりました

保険料は、被保険者一人ひとりが負担することになります。

保険料

=

所得割額

+

被保険者均等割額

1人あたりの保険料は、その方の所得に応じてご負担いただく「所得割額」と被保険者の皆様全員に等しくご負担いただく「被保険者均等割額」との合計額となります。

広域連合内(県内)では、原則として均一の保険料です。

医療費の低い市町村は、均一の保険料よりも低い保険料となります。(経過措置)

市町村の1人あたりの老人医療費が、広域連合内(県内)の平均の老人医療費に対して一定以上低い場合は、平成20年度から6年間低い保険料となります。

対象となる町村は、東洋町・大川村・梶原町・津野町・四万十町・大月町・三原村・黒潮町の8町村です。

保険料は、どんなに所得の高い方でも年額50万円が上限となります。

所得の低い方は、世帯の所得に応じて被保険者均等割額が軽減されます。

世帯主及びその世帯に属する被保険者について算定した総所得金額等の合計額が一定金額以下であれば、被保険者均等割額が軽減されます。

軽減割合	総所得金額等が下記の金額以下の世帯
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円 + (24.5万円 × 世帯主以外の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (35.0万円 × 世帯に属する被保険者数)

※総所得金額等とは、例えば公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除をした金額のことです。ただし、公的年金の所得については、さらに15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

後期高齢者医療に加入する直前に被用者保険の被扶養者であった方は、2年間保険料が5割軽減されます。さらに、平成20年度は保険料について特例があります。

後期高齢者医療に加入する直前に被用者保険の被扶養者であった方は、新たに保険料の負担が生じることから、加入時から2年間被保険者均等割額が5割軽減されます。この場合、所得割は賦課されません。

さらに、平成20年4月から9月までの半年間は、保険料の負担がなく、10月から平成21年3月までの半年間は、被保険者均等割額が9割軽減されます。

災害など特別の理由がある場合は、保険料が減免されることがあります。

災害・倒産・病気などにより収入が著しく減少し、保険料の納付が困難になった場合には、申請により保険料が減免されることがあります。